

博物館等の開館に向けた考え方について

令和2年5月8日
広島県
広島県教育委員会

【基本的な考え方】

博物館等（※）を開館するに当たっては、次のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日以降も継続をお願いしたい。（5月31日までと明示されている対策を除く。）

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

※動物園、植物園、図書館、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館

（図書館については、図書の貸出のみとし、閲覧スペースにおける着座による読書や調べ学習などを行わない等、来館者の施設内での滞在が短時間となる形式での開館に限る。）

（注） 下線は5月31日までの対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。（図書館など入館時に受付カウンターを経由しない施設については、5月31日までは、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。）
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。5月31日までは掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。（図書館など入館時に受付カウンターを経由しない施設については、5月31日までは、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。）

- ・施設の入口，出口に消毒用のアルコール等を配置する。
5月31日までは，多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり・つり革，エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・5月31日までは，バスなどによる団体での来館をしないように促す。
(6月1日以降は別途，状況を踏まえて判断する。)
- ・5月31日までは，施設のホームページや掲示において，県外からの利用を自粛するように促す。（6月1日以降は県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。)

<職員向け>

- ・発熱や，軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は，自宅で休養させることを徹底する。
- ・職員はマスクを着用した上で，利用者から物品や金品を受領する場合においては，触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに，こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する，また会話を控えめにすることや大声での会話の自粛を促すことについて，掲示する。
5月31日までは掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。
(図書館など入館時に受付カウンターを經由しない施設については，5月31日までは，入口にスタッフを配置するなどにより，声掛け，チラシの配布などにより対応する。)

<施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど，人と人が対面する場所は，アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり・つり革，エレベーターのボタンなど）は，始業前，始業後に，丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

5月31日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。図書館においては、館内で、特に多くの人々が接触することが考えられる受付カウンター、子供コーナー、机等については同様に、1日4回程度消毒する。

- 図書館における返却図書については、5月31日までは、その都度、アルコール消毒を実施する。
- 5月31日までは、体験型（触る、持つ、乗る等）の展示物等については、原則使用を禁止する。使用する場合は、使用者が変わるごとに消毒用のアルコール等で清掃する。
- 図書館においては、5月31日までは、貸出・返却サービスのみとする。その他のカウンターでの対面によるレファレンス・相談、館内での資料のコピーサービス、検索性パソコンの使用、雑誌・新聞コーナーでの閲覧、書庫資料の貸出、行政機関等との連携による資料の展示、読み聞かせやおはなし会・書庫見学などのイベント、その他各館が実施している館内で対面で行うサービスは実施しない。
その他の博物館や美術館等においては、5月31日までは、文化・芸術等の学習用図書などの閲覧提供サービスは実施しない。
- トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所は、始業前、始業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーは使用しない。
- 休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられるため、一度に休憩する人数を減らし対面で食事や会話をしないようにする。
また、換気に留意し、始業前、始業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- チケット売り場、入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。

- 通路（廊下，階段）を一方通行とし，対面とまらない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- 施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は入場の制限等を行うこと。図書館における子供の読書のコーナーなど，特に子供が多く集まることが想定される場合は厳格に行うこと。
- 入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限，整理券の発行等）を検討すること。
- 人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性のあることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- 来館者が集まりそうな場所を特定し，分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じること。
- 5月31日までは，固定座席等の施設・設備においては，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう，四方を空けた席配置等を行う。
（6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）
- 利用者が通行する部屋や廊下に2メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。
- 屋内施設については，1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い，密閉空間にしない。
可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- 窓がない部屋については，空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど，室内空気の滞留を避ける。
- 5月31日までは，全てのガイドツアーは中止とする。
6月1日以降は，参加者間での接触が避けられ，対人距離を確保できる工夫（ツアーの小規模化，イヤホンガイド等）を講じること。

4 その他

上記の3つの対応のほか、それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて、感染防止に必要な措置を実施

(イベントでの対応)

・比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じた上で、段階的な制限の解除を行う。

ア 3つの密（密閉，密集，密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に）

イ 大声での発生，歌唱や声援，または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

ウ その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること。

(6月1日以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。)

【参考資料】

・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～

(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

（1）感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
 - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
 - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。

- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。

- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）

- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

5. 対策移行に向けた考え方について

- 緊急事態宣言に基づき、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、本来、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条の規定の趣旨を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならない。
- 各都道府県は、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことが求められる。このため、社会的に重要な事業や活動ならびに感染リスクの低いところから、十分な感染対策を講じた上で、段階的に再開することを検討すべきである。
- この際、3月中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられていることや、社会経済の活動レベルが上がることに伴って人の接触が増加することでの感染拡大の可能性を十分想定しておくことが求められる。
- まん延の状況は地域によって異なることを踏まえれば、本専門家会議では、地域ごとの感染状況の分析を行うとともに、感染の状況に応じた対応のあり方について、具体的な考え方を示していくこととする。
- 国及び都道府県においては、地域の新規感染者数等の推移や医療提供体制の状況などについて一定期間ごとに評価を行うとともに、感染拡大が生じた場合等には再び迅速な対応が行えるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。